二二〇八・三〇	ウイスキー			無税	▽無税
	バーボンウイスキー（容器には内容品がバーボンウイスキーであることを表示するライセンスが貼り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）			無税	▽無税
	ライウイスキー（容器には内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが貼り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）			無税	▽無税
	その他のもの				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	二八％	一リットルにつき四一三円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一一・二％	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一リットルにつき一六五円二〇銭
	その他のもの		一リットルにつき三四三円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一リットルにつき一三七円二〇銭	
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	四五％	一リットルにつき一五四円	一八％	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	三五％（その率が一リットルにつき一五四円の従量税率より高いときは、当該従量税率）		一七・五％（その率が一リットルにつき七七円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	
二二〇八・六〇	ウオッカ	三二％	一リットルにつき二五二円	一六％	一リットルにつき一二六円
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル				
二二〇八・九〇	その他のもの				
	エチルアルコール及び蒸留酒				
	フルーツブランデー				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		一リットルにつき三八五円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一リットルにつき一五四円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一リットルにつき八八円
	その他のもの		一リットルにつき四五五円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊一リットルにつき一八二円	
	その他のもの				
	エチルアルコール				
	その他のもの		一リットルにつき一五〇円	三二％	一リットルにつき八二円五〇銭
	その他のアルコール飲料				一六％
	合成清酒及び白酒		一リットルにつき一一〇円		一リットルにつき七〇円四〇銭
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）（＊11）				
	その他のもの				

二二〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇二項又は第二三・〇五項のものを除く。）			無税	▽無税
二三〇六・一〇	綿実油かす			無税	▽無税
二三〇六・二〇	亜麻仁油かす			無税	▽無税
二三〇六・三〇	ひまわり油かす			無税	▽無税
	菜種油かす				
二三〇六・四一	菜種油かす（低エルカ酸のもの）			無税	▽無税
二三〇六・四九	その他のもの			無税	▽無税
二三〇六・五〇	やし（コプラ）油かす			無税	▽無税
二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす			無税	▽無税
二三〇六・七〇	とうもろこしの胚芽油かす			無税	▽無税
二三〇六・九〇	その他のもの			無税	▽無税
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			無税	▽無税
二九〇五・四三	非環式アルコール並びにその			四・六％	▽無税
二九〇五・四四	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			二〇％	▽無税
二九〇五・四五	その他の多価アルコール			一〇％	▽無税
二九〇五	マンニトール			二・八％	▽無税
	D―グルシトール（ソルビトール）			一七％	▽無税
	グリセリン			五％	▽無税
二九三九・一一のうち	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステル並びにこれらの塩			無税	▽無税
	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩			無税	▽無税
	けしがら濃縮物並びにブプレノルフィン（ＩＮＮ）、コデイン、ジヒドロコデイン（ＩＮＮ）、エチルモルヒネ、エトルフィン（ＩＮＮ）、ヘロイン、ヒドロコドン（ＩＮＮ）、ヒドロモルホン（ＩＮＮ）、モルヒネ、ニコモルヒネ（ＩＮＮ）、オキシコドン（ＩＮＮ）、オキシモルホン（ＩＮＮ）、フルコジン（ＩＮＮ）、テバコン（ＩＮＮ）及びテバイン並びにこれらの塩			無税	▽無税
二九〇五・四四	けしがら濃縮物			無税	▽無税
二九三九・一一のうち	鋳物用の鋳型又は中子の調製結合剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			無税	▽無税
三八二四	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）			三・八％	▽無税
三八二四・六〇	牛（水牛を含む。）又は馬類（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたものでなめし、パーチメント仕上げをし、又はこれら以上の加工をしてあるかないかを問わないものとし、脱毛してあるかないかを問わない。）			二・三％	▽無税
四一〇一・二〇のうち	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下、湿式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下、生鮮のもの及び生鮮のものに適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			無税	▽無税
四一〇一	中のものうちなめしを終えてなめし過程（前なめしを含む。）のものの以外のもの			無税	▽無税